公募都市の平成二十九年度における市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲

一　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

イ　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（一）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（二）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（三）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（四）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（五）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（六）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（七）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（八）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（九）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（十）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（十一）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（十二）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（十三）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（十四）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（十五）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（十六）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（十七）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（十八）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（十九）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（二十）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（二十一）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（二十二）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（二十三）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（二十四）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（二十五）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（二十六）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（二十七）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（二十八）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（二十九）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（三十）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（三十一）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（三十二）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（三十三）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（三十四）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（三十五）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（三十六）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（三十七）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（三十八）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（三十九）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（四十）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（四十一）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（四十二）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（四十三）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（四十四）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（四十五）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（四十六）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（四十七）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（四十八）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（四十九）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（五十）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（五十一）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（五十二）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（五十三）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（五十四）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（五十五）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（五十六）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（五十七）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（五十八）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（五十九）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（六十）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（六十一）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（六十二）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（六十三）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（六十四）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（六十五）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（六十六）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（六十七）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（六十八）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（六十九）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（七十）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（七十一）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（七十二）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（七十三）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（七十四）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（七十五）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（七十六）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（七十七）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（七十八）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（七十九）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（八十）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（八十一）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（八十二）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（八十三）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（八十四）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（八十五）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（八十六）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（八十七）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（八十八）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（八十九）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（九十）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（九十一）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（九十二）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（九十三）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（九十四）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（九十五）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（九十六）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（九十七）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（九十八）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（九十九）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百一）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百二）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百三）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百四）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百五）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百六）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百七）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百八）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百九）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百十）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百十一）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百十二）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百十三）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百十四）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百十五）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百十六）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百十七）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百十八）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百十九）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百二十）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百二十一）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百二十二）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百二十三）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百二十四）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百二十五）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百二十六）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百二十七）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百二十八）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百二十九）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百三十）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百三十一）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百三十二）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百三十三）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百三十四）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百三十五）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百三十六）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百三十七）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百三十八）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百三十九）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百四十）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百四十一）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百四十二）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百四十三）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百四十四）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百四十五）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百四十六）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百四十七）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百四十八）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百四十九）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百五十）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百五十一）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百五十二）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百五十三）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百五十四）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百五十五）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百五十六）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百五十七）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百五十八）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百五十九）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百六十）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百六十一）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百六十二）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百六十三）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百六十四）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百六十五）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百六十六）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百六十七）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百六十八）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百六十九）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百七十）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百七十一）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百七十二）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百七十三）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百七十四）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百七十五）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百七十六）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百七十七）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百七十八）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百七十九）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百八十）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百八十一）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百八十二）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百八十三）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百八十四）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百八十五）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百八十六）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百八十七）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百八十八）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百八十九）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百九十）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百九十一）　市町村立等病院の病院事業債（特定分に係るものに限る。）の額及び同意等額（特定分に係るものに限る。）の算定の基礎となる事業の範囲は、次に掲げる事業とする。

（百九十二）　市町村立等病院の病院事業債（特定